

請願の処理経過
及び結果報告

平成二三年第四回定例会において採択された請願について、市長及び教育委員長から処理経過及び結果について報告がありました。

学校跡地体育館利用再開
と、スポーツ団体の活動
場所の確保を求める請願

町田市では、学校跡地体育館を利用していた全スポーツ団体へ活動状況の調査を行い、施設閉鎖により活動場所の確保が困難な団体については、施設開放を行っている学校の学校開放運営委員会へ協力を仰ぎ、活動場所の確保に向けて調整を図ってまいりました。

その結果、現在ではすべての団体が活動を再開しておりますが、活動場所をはじめとするスポーツ活動環境のさらなる向上を目指して、市内の学校施設やスポーツ施設について、その運用制度の見直しも含めた検討を進めております。

市立陸上競技場の第三種
公認取得への工程表確定
の請願

町田市立陸上競技場については、第三種公認取得を含め二〇一三年二月までに整備いたします。

また、陸上競技大会等各種イベントの実施に向けて、町田市陸上競技協会をはじめ、関連各団体等へ必要に応じて整備内容や進捗状況について報告し、連絡調整を図っております。

「やまゆり一号車」の良
好な保存及び展示を求め
る請願

「やまゆり一号車」につきましては、二〇一二年二月、現在の展示スペースの塗装及び屋根の修繕を行いました。また、広く市民の方に見ていただけるよう、「日本最初の車いす専用バス・やまゆり一号」とボードに大きく表示いたしました。今後も、車を良好な状態で保存し、後世に伝承していくよう努めてまいります。

町田市内在住の私立小・
中学校生の保護者に対す
る補助金制度についての
請願

町田市内に在住し、私立の小学校、中学校及び外国人学校に通学している生徒の保護者に対して年額五、〇〇〇円の補助を実施しておりますが、補助金の適正化に関する取り組みが図られ、費用対効果、行政の関与の必要性、緊要性などの観点から平成一六年度(二〇一四年度)に廃止されております。

また、社会科見学・集団宿泊行事などへの補助につきましては、市立の小・中学校の場合、補助金に係る手続及び受領を学校長に委任されているもので、保護者に直接補助という形をとっていません。

なお、二〇一二年度からの新五カ年計画では、私立の小・中学校に通う生徒も利用対象となる子どもセンター整備事業や学童保育クラブ整備事業、子どもの居場所づくり支援事業などを重点事業に位置づけ、取り組みます。よって現時点では、補助金制度の実施(復活)は考えておりませ

冒険遊び場活動の拡充・
制度化を求める請願

これまで「一日冒険遊び場補助事業」において設置促進に努めてまいりましたが、今後は市内で活動している冒険遊び場活動団体による連絡会を開催し、議論を深め、更なる設置促進に向けた検討を進めてまいります。

なお、第一回目の連絡会を二〇一二年二月七日(火)に開催いたしました。

請願項目二について

現在、「町田市冒険遊び場活動補助金交付要綱」に基づき活動支援をしておりますが、公園使用等の活動場所に関する制度化につきましては、他市の制度等を参考に検討を進めてまいります。

町田市立陸上競技場(野
津田公園)、および野津
田公園全体の将来像を明
確にし、それに関わる費
用負担等も含め広く周知
し、市民の合意を取るこ
とを求める請願

野津田公園は、面積約四〇・一ヘクタールにおよぶ総合公園として、「市民が日常生活圏の快適な自然環境の中で、誰でも身近にスポーツ・リクレーションを楽しむことができる公園」として計画し、一九九〇年一〇月に町田市陸上競技場を含む西側約一六・四ヘクタールについて第一期整備区域が開園しました。次に、二〇一一年三月に上の原エリアの東側約一六・四ヘクタールについて第二期整備区域が開園しました。

その後、町田市スポーツ振興計画の「スポーツで人とま

ちがひとつになる」の理念に基づき、「する」スポーツだけでなく、「みる」スポーツやスポーツを「支える」といった視点から施策を展開している一環として、陸上競技場の施設機能の充実を図るとともに、プロスポーツ及びトップレベルのスポーツを開催できる施設として陸上競技場改修工事に着手しております。

今後も、野津田公園の快適な自然環境を活かした、公園整備・公園運営を進めると共に、市民への周知を図ってまいります。

町田市に対して放射性物
質に関する各種の対策を
求める請願

請願項目一について

町田市では、市民自らの測定による高線量地点の連絡があった場合には、これまでのとおり、よく事情をお聞きし必要に応じて市による測定を行うなどで適切に対応しております。

二〇一一年一月から二〇一二年一月にかけて実施した市立小中学校、市立保育園、学童保育クラブ等の放射線量の測定において、環境省が示す基準値である〇・二三マイ

クロシーベルト毎時を超えた箇所については清掃及び再測定を行い、結果を公表しております。今後も、市の管理する施設等で高線量が確認される場合には、状況に応じて線量の低減措置を適切に実施するとともに結果についても原則公表してまいります。また、作業を行う現場での表示についても、適宜実施しております。

なお、二〇一一年一二月に「保育園施設の放射線測定などのガイドライン」を作成し、

対応を図っておりますが、このガイドラインでは基準値を〇・一九マイクローシーベルトとしています。

私立保育園及び幼稚園については、「町田市法人立保育園協会」、「町田市私立幼稚園協会」と貸出・測定方法等に関する打合せを行い、「保育園施設の放射線測定などのガイドライン」に従って各施設の対応を行うものとしていきます。

請願項目二について

町田市立の全学校、幼稚園及び保育園の校庭、園庭における土壌の放射性物質の含有量の検査の実施及び公表については、地域的に高い線量を示す場所や局所的に著しい高線量が測定される場所などが発見された場合を考えています。

町田市がこれまでに実施いたしました空間放射線量の測定では、こうした場所が確認されていないため、放射性物質の含有量に関する測定調査は、実施しておりませんが、今後、必要があれば実施を検討してまいります。

請願項目三について

町田市では、給食食材の放射線の検査は、二〇一二年一月一日から開始しています。検査方法は、教育委員会が当月使用する食材のうち、使用頻度の高い食材を選定し、二週間に一回行っています。一回の検査品目は一〇品目で、そのうち二品目は牛乳と米とし、米は三三年度米を検査します。

給食一食分(一プレート)の検査は、二〇一二年四月から始める予定で準備をしています。

なお、検査結果につきましては、検体提出後概ね一週間

で出ますので、市のホームページにて公表しております。

また、牛乳メーカーに対しましては、町田市より二〇一一年一月七日に独自に検査をしている測定値の公表を要請しております。

第五期の介護保険料設定
に関する請願

二〇一二年度からの介護保険料は、二〇一二年度から二〇一四年度を第五期事業期間として新たな金額が設定されることとなります。

第五期の介護保険料は、二〇一二年度から二〇一四年度における保険給付費、地域支援事業費、第一号被保険者数等の推計値から算出することになります。

二〇一二年一月二三日、高齢社会総合計画審議会より最終答申をいただき、財政安定化基金活用後の月額基準額が五、一七〇円との見込みが出ております。

今後は、二〇一一年度の執行状況と介護給付費準備基金の残額を確認しながら、基金活用額を決定し、できる限り上昇を抑制していきたいと考えております。

また、「適正な制度運用と受給を促すような施策を講じられたい」とのご意見については、二〇一二年度においての被保険者への周知として、広報以外に「しおり」の配布や説明会の実施を、事業者側については、研修や指導の充実を図っていく予定です。

災害廃棄物受け入れに
関して慎重な対応を求める
請願

町田市では災害廃棄物の受け入れを予定しているところですが、受け入れについては、

市内のごみ処理に支障が無いことや、災害廃棄物の運搬・焼却等に際して安全性が確保されていることを確認したうえで、市民の皆様の説明を行い、ご理解をいただく必要があると考えております。

特に安全性の確保は、もっとも重要なことであると認識しています。女川町で選別される災害廃棄物は、搬出の時点で東京都が放射性物質の測定を行い、東京都が二〇一一年一月に行った災害廃棄物の試験焼却について、発表された結果を参考に安全性を確認していきたいと考えております。

また、町田市の清掃工場は、バグフィルター、活性炭及び消石灰の吹込装置等を完備しており、災害廃棄物の搬入にあたっては、施設屋内でのコンテナの開封を徹底し、エアカーテンにより施設内空気の漏出を防止するなど、必要な態勢の確保を図っております。

今後、災害廃棄物の処理についての情報や、市民の皆様への説明会の日程等は、市広報やホームページ等であらためてご案内いたします。

すべての町田市立小中
校図書館に「専任・専門
の学校司書」の配置を
求める請願

まず、はじめに、このたびの請願にあります学校図書館の充実の必要性については、教育委員会としても認識しているところです。

専門指導員による図書指導は、児童・生徒の本に対する関心の高まりや、図書館が有効に活用されることへの効果があると考えております。

しかしながら、学校の図書室には、専門性ということ以外

にも、他の重要な要素があるものと考えております。それは、学校の図書室が子ども達にとって親しみやすい図書室として利用できるようなするため、地域の方や保護者が運営する、「地域の図書室」としての側面、子ども達が図書室を自分の居場所として捉えたり、ちょっとした悩みの相談ができる場所として利用していることなど、様々な教育的な効果をもたらす側面を持っているものと感じております。また、そのような図書室で現在従事されている指導員の方々には、図書室を居場所と考えている子どもと良好な関係を築ける方や、図書室の運営においても子ども達が本に興味を持つために、本の配置や展示の仕方などに独自の工夫をこらしている方など、図書指導員としての資質と意欲のある方がたくさんおられます。

従って、教育委員会といったしましては、現在のところ免許を条件とした公募による配置を前提とするのではなく、地域を支えていただいている有能で意欲的な方によって図書室の運営を行うことが学校にとって望ましいことであると捉えておりますので、これらの方々を排除する方法を選択することは適正ではないと考えております。学校といったしましては、専門指導員に求め

るものとして、子ども達に寄り添うことができるということ、そして子ども達との関係ををうまく築いていくという事を特に重視しているところで

す。更に、学校における図書教育は、教育課程上の位置づけとして学校の教育方針の中で学校長が責任を持って進めて